

大分大学教育学部小講座運営に関する細則

平成28年4月1日制定  
平成28年教育学部細則第2号

第1条 大分大学教育学部に小講座を置き、小講座運営の責任者として小講座代表を置く。

第2条 小講座の編成は次のとおりとする。

国語	幼年教育
英語	学校教育
理科	社会文化
数学	情報教育
音楽	総合表現
美術	社会福祉
保健体育	心理
技術	スポーツ・健康
家庭	生活
社会認識	環境
特別支援教育	附属教育実践総合センター

第3条 小講座代表は、小講座内の連絡調整に当たるとともに、小講座運営に関する会議を召集し、その議長となる。

第4条 小講座代表は、各小講座で選出し、学部長に届け出るものとする。

2 小講座代表の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 小講座代表に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。